

道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第58号

道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例

道路の占用料等に関する条例（昭和28年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

3, 400
4, 600
2, 000
3, 200
4, 500
180
19
17
1, 900

「

3, 500
4, 700
2, 100
3, 300
4, 600
180
20
18
2, 000

770	
2,600	
1,000	
10,000	
10,000	
2,600	
54	
77	
120	
150	
230	
310	
540	
770	
1,500	
21	
38	
1,500	
1,300	
770	
2,600	
2,600	1,800
Aに 0.002 を乗じて得た額	
Aに 0.003 を乗じて得た額	
Aに 0.004 を乗じて得た額	
5,000	
3,000	

790	
2,700	
1,100	
11,000	
11,000	
2,600	
55	
79	
120	
160	
240	
320	
550	
790	
1,600	
22	
40	
1,600	
1,300	
790	
2,600	
2,600	1,800
Aに 0.002 を乗じて得た額	
Aに 0.003 を乗じて得た額	
Aに 0.004 を乗じて得た額	
5,500	
3,300	

2,600	
1,000	
7,100	
7,100	5,000
10,000	7,000
1,500	
10,000	7,000
5,000	3,500
2,600	
Aに0.014を乗じて得た額	
1,000	
500	
1,000	
260	
Aに0.006を乗じて得た額	
Aに0.01を乗じて得た額	
Aに0.002を乗じて得た額	
Aに0.003を乗じて得た額	
Aに0.004を乗じて得た額	
Aに0.014を乗じて得た額	
Aに0.006を乗じて得た額	
Aに0.004を乗じて得た額	

を

2,600	
1,100	
7,600	
7,600	5,300
11,000	7,700
1,600	
11,000	7,700
5,500	3,900
2,600	
Aに0.014を乗じて得た額	
1,100	
550	
1,100	
260	
Aに0.005を乗じて得た額	
Aに0.009を乗じて得た額	
Aに0.002を乗じて得た額	
Aに0.003を乗じて得た額	
Aに0.004を乗じて得た額	
Aに0.013を乗じて得た額	
Aに0.005を乗じて得た額	
Aに0.004を乗じて得た額	

に改める。

額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額

」

額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.013を乗じて得た額

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に、この条例による改正前の道路の占用料等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項ただし書の規定により占用料の全額を徴収した場合において、この条例による改正後の道路の占用料等に関する条例別表の規定を適用して算定された施行日から占用することができる期間の末日までの期間に係る占用料の額が当該期間に係る旧条例別表の規定を適用して算定された占用料の額を超えるときは、その超える額は徴収しない。